

芦屋町企業版ふるさと納税マッチング支援業務 公募型プロポーザル（企画提案）実施要領

1. 目的

本実施要領は、芦屋町企業版ふるさと納税マッチング支援業務の受託候補者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務の概要

(1) 業務名称

芦屋町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務の内容

別紙「芦屋町企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、提案内容等に応じて変更することがある。

(3) 提案上限額

379,500円（消費税及び地方消費税額を含む。）

本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税による寄附金額の20%（税抜き）

※本業務は成果報酬型とする。なお、寄附金額の増加により、上限額を上回る時は上限額を増額する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- ②芦屋町指名停止等措置要綱による指名停止期間でないこと。
- ③破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始

の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。

- ④保有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続開始の決定がなされていないこと。
- ⑤芦屋町暴力団等排除条例（平成22年3月24日条例第4号）第3条第1項第2号から第5号の規定に該当しないこと。
- ⑥国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- ⑦過去3年間、他の地方自治体において、同様の業務の受託実績があること。

5. スケジュール

手続内容	日程
公募開始（実施要領等の配布開始）	令和8年6月9日（火）
質問の受付期限	令和8年6月17日（水）
質問票に対する回答期限	令和8年6月23日（火）
参加表明書等提出期限	令和8年6月30日（火）
企画提案書等提出期限	令和8年7月9日（木）
第1次審査（書面審査）結果通知	令和8年7月17日（金）
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年7月27日（月）
第2次審査結果通知	令和8年8月3日（月）予定
契約締結予定日	令和8年8月中旬予定

6. 募集要領等の配布

令和8年6月9日（火）より、芦屋町企画政策課窓口にて配布（平日8時30分から17時15分まで）。または、芦屋町ホームページよりダウンロードする。

- ①募集要領
- ②仕様書
- ③質問票（様式1）
- ④参加表明書（様式2）
- ⑤参加申込書（様式3）
- ⑥企画提案書（様式4）
- ⑦同意書（別紙1）

⑧役員名簿（別紙2）

7. 質問及び回答

(1) 受付期限

令和8年6月17日（水）午後5時15分まで

(2) 提出書類

質問票（様式1）

(3) 提出方法

電子メール（アドレス：furusato@town.ashiya.lg.jp）

※電子メールの件名は「【芦屋町企業版ふるさと納税マッチング支援
業務公募型プロポーザル】質問書」とすること。なお、電子
メール送信後、速やかに受信確認の電話連絡を行うこと。

(4) 回答

令和8年6月23日（火）までに、芦屋町ホームページで公表する。

8. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

①参加表明書（様式2）：1部

②同意書（別紙1）：1部

③役員名簿（別紙2）：1部

(2) 提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時15分まで

(3) 提出方法

郵送または持参（※郵送の場合は必着）

(4) 参加辞退

参加表明書を提出した事業者が応募を辞退する場合は、辞退の理由を記
した辞退届（様式は任意とする）を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（様式3）：1部

②国・都道府県・市町村税に未納がないことが証明できる書類：1部

※発行から3か月以内の原本

③登記簿謄本（履歴事項全部証明書）：1部

※発行から3か月以内の原本

④企画提案書（様式4）：8部

※企画提案書の内容・項目を満たしていれば独自様式でも可とする。

⑤見積書及び内訳書（任意様式）：8部

⑥会社概要が分かる資料：8部

(2) 提出期限

令和8年7月9日（木）午後5時15分まで

※提出期限後の提出書類の差し替え・追加は一切認めない。

(3) 提出方法

郵送または持参（※郵送の場合は必着）

10. 審査方法等

(1) 選定委員会の設置

事業者の選定にあたり、「芦屋町企業版ふるさと納税マッチング支援業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、優先交渉権者を決定する。

①プロポーザルに参加した者（以下「応募者」という。）は、企画提案書（様式4）及び仕様書に基づき具体的な提案を行うこと。ただし、仕様書にない事項であっても、提案を行うことは妨げない。

②応募者が1者のみであっても審査は実施する。

③選定結果は、応募者全員に対して通知するとともに、優先交渉権者については、芦屋町ホームページにおいて公表する。

④選定については非公開とし、選定内容についても、公表しない。

(3) 第1次審査（書類審査）

①応募者が多数の場合は、提出された企画提案書等を基に第1次審査を行い、上位4者以内のものを第2次審査の参加者とする。

②第1次審査の審査結果は、令和8年7月17日（金）に、応募者全員に電子メールで通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

①第1次審査合格者は、令和8年7月27日（月）に行う選定委員会において、プレゼンテーションを行う。開催時間・場所等については、

第1次審査結果通知の際に併せて通知する。

- ②審査時間は1社につき30分以内とする（説明20分、質疑10分）。なお、プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。
- ③参加人数は3名以下とする。
- ④パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で準備すること。ただし、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション審査開始前の5分以内とする。なお、スクリーン、プロジェクター、マイクについては町が準備する。
- ⑤プレゼンテーションは非公開とする。

1.1. 契約の締結

審査結果において、優先交渉権者に選定された者と協議を行い、提案内容を反映したうえで、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。ただし、優先交渉権者が本プロポーザル後に辞退した場合、または参加資格に該当しないと認められた場合ならびに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与える。

1.2. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、プロポーザルへの参加資格を失う場合がある。

- ①参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- ②企画提案書等の提出書類が提出期限までに提出されなかった場合。
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ④指定されたプレゼンテーションの時間に正当な理由なく遅れた場合。

1.3. その他

- ①申請事業者は、複数の企画提案書の提出はできない。
- ②企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
- ③提出された企画提案書等は返却しない。
- ④企画提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で、提案者に無断で使用しない。
- ⑤提出後の企画提案書等の差替え、訂正及び再提出をすることはでき

ない。ただし、やむを得ないと認められる事情があり、あらかじめ町の了承を得た場合はこの限りでない。

⑥企画提案書の著作権は各申請事業者に帰属する。ただし、芦屋町が選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書の内容を使用できるものとする。

⑦提出された企画提案書等については、芦屋町情報公開条例（昭和61年第38号）の規定に基づき公開することがある。

14. 書類提出及び問合せ先

芦屋町 企画政策課 シティプロモーション係

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL：093-223-3571（直通） FAX：093-223-3927

E-mail：furusato@town.ashiya.lg.jp

◎評価項目及び審査基準

評価項目		評価基準	配点
1	業務実施体制	業務を適正かつ確実に実施できる人員配置・業務体制となっているか。 寄附見込企業等からの各種問合せに対応できる業務体制となっているか。	10点
2	同種業務の実績	同種の業務について、他自治体での豊富な受託実績があるか。	10点
3	業務スケジュール	寄附獲得に向け、具体的な業務スケジュールが示されており、受託者と町の役割分担が明確で適切なものになっているか。	5点
4	対象事業の選定・企業へのPR	町の特性や対象事業を理解した上で寄附対象事業の選定に係る提案がされているか。 提案者独自のノウハウやネットワーク等を生かした企業への効果的なPRの提案はあるか。	25点
5	寄附見込企業の選定	寄附見込企業の選定について、具体的な根拠やデータに基づいた寄附実現につながる選定方法が提案されているか。	20点
6	寄附見込企業に対する働きかけ	寄附見込企業に対する働きかけ（寄附対象事業等のPR、企業版ふるさと納税の制度説明等）の方法は、効果的で寄附獲得に結びつくものとなっているか。	20点
7	見積価格	提案内容にあった適切な価格となっているか。	10点
評価点			100点